

「重層的支援体制整備事業」における支援会議に係る支援対象者の 個人情報に関する本人外収集及び目的外利用について（概要）

1 事業の目的

地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和2年法律第52号）により改正された社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）において、介護、障害、子ども、生活困窮といった各分野別の制度では対応し切れない複雑化・複合化した地域住民の支援ニーズ（1）に対応する包括的な支援体制を構築するため、区市町村において、「包括的相談支援事業」「多機関協働事業」「アウトリーチ（2）等を通じた継続的支援事業」などを一体として行う「重層的支援体制整備事業」が創設され、令和3年4月1日に施行された。

この「重層的支援体制整備事業」では、相談支援機関間の情報共有について本人同意が得られない事業に関し、法第106条の6に規定される支援会議において、会議の構成員に対して守秘義務を設けることで、構成員同士が安心して複雑化・複合化した課題を抱える相談者に関する情報の共有等を行うことを可能にしている。

本区においても、複雑化・複合化した課題を抱える相談者の支援を行うため、包括的な支援体制を構築することを目的に、「重層的支援体制整備事業」を活用し、支援会議にて関係相談支援機関同士が情報の共有等を行うなど連携強化を図る。

- （1）...一つの世帯において複数の課題が存在している状態（80代の高齢者が50代の無職等の子を養育する「8050問題」、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話を日常的に行っている児童・生徒「ヤングケアラー」等）や世帯全体が地域から孤立している状態（ごみ屋敷等）
- （2）...自ら支援を求めるのが難しい人に対し、訪問等により支援者が積極的に支援していく方法

2 事業内容

支援会議では、相談支援機関がそれぞれ把握している複雑化・複合化した課題を抱える支援対象者（相談者）やその世帯に関する情報の共有を行うとともに、支援方針や支援内容について協議し、適切な支援を行うことができるよう検討を行う。

また、地域における必要な支援体制の検討も行う。

支援会議の構成員は、次項のとおり、原則として、墨田区内の相談支援機関であり、別途、支援会議設置要綱で定める予定である。

3 支援会議の構成員（予定）

行政機関（高齢者福祉課、障害者福祉課、生活福祉課、向島・本所保健センター、子育て支援総合センター、警察、消防等）及び、区からの委託又は指定管理の受託業者（地域包括支援センター、児童館等）、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、必要に応じて、地域住民等関係者など

4 事業の概念図

別紙のとおり

5 諮問の趣旨

支援会議の令和4年度からの本格実施に向け、準備段階の試行事業として、現在、相談支援機関が各機関で保有する相談者等の情報を、匿名・匿住所化等により個人が特定されない情報として支援会議に持ち寄り、支援方法を検討している。今後、相談支援機関が十分に連携しながら包括的相談支援事業を実施するに当たり、支援会議において、既存の各相談支援機関が本人から収集した個人情報をも目的外利用し、本人以外の関係者から収集した個人情報を本人外収集して情報共有する必要がある。

支援会議で支援方法を検討し、支援について本人同意を得られた場合には、多機関協働事業で支援プランを作成し、支援を行う。本人から同意を得られなかった場合には、本人との関係を構築するため、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業として相談支援機関又は委託事業者から引き続き本人に働きかけていく。

6 本人外収集及び目的外利用の内容

運営審議会諮問事項調書のとおり

7 本人通知

相談支援機関の職員が、支援対象者本人と面会した際に口頭で通知することを原則とするが、コミュニケーションや判断能力に課題があり支援対象者本人の意思を確認できない場合又は通知することにより今後の本人への支援や関係者との信頼構築に支障を及ぼすおそれがある場合は通知しない。

8 個人情報の安全管理

支援会議で配布された個人情報が記載された書類は、会議終了後、その場で廃棄することを原則とする。廃棄せず活用が必要な相談支援機関がある場合は、保管して活用する書面に署名の上、施錠可能な場所で保管し、必要な場合に限り取り出して利用する等の適切な方法により管理する。

支援会議の事務局においては、構成員の秘密保持義務と情報管理方法を書面化し、構成員への周知徹底を図るとともに、必要に応じて、構成員における情報の管理状況を確認する。

事務局においては、今後国が導入を予定している支援システム（以下「支援システム」という。）により情報を管理する。支援システムを使用する際には、パスワード管理等必要な体制をとり、離席時には支援システムを終了させるなど、個人情報を適切に管理する。

相談支援事業の委託事業者及びアウトリーチ等を通じた継続的支援事業の委託事業者とは、委託契約の中で個人情報保護に関する事項について取り交わし、墨田区個人情報保護条例及び同条例施行規則の規定並びに個人情報の保護に関する法令等の遵守を求める。